【資料３】

○宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（抜粋）

（附属機関等の設置）

第９条　実施機関は、附属機関等の委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、他の附属機関等の委員との重複状況、地域構成等に配慮し、審議に広く市民等の意見が反映されるよう努める。

２　実施機関は、原則として附属機関等の委員の一部を公募する。

３　実施機関は、附属機関等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分及び任期を公表する。

４　附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。

（１）審議の内容に非公開情報が含まれているとき。

（２）会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障があると認められるとき。

５　会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。

６　実施機関は、附属機関等の会議の議事録を作成し、非公開情報を除き公表する。

○宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例施行規則（抜粋）

（議事録）

第６条　附属機関等の会議の議事録（以下「議事録」という。）は、あらかじめ附属機関等の会議に諮った上で、次に掲げる議事録の作成方法の中から、当該附属機関等の性質等を考慮して最も適切な方法により行う。

（１）発言者が発言した全てを記録する方法

（２）発言者の発言ごとに当該発言の要点を記録する方法

（３）会議内容の要点を記録する方法

２　議事録には、次に掲げる事項を記載するとともに、会議資料があるときは、これを議事録に添付する。

（１）名称

（２）開催日時

（３）開催場所

（４）出席者の氏名

（５）議題

（６）内容

（７）会議資料の名称

（８）その他実施機関が必要と認める事項